

東洋史研究

第五十八卷 第一號 平成十一年六月發行

明代の廷試合格者と初任官ポスト

——「同年齒錄」とその統計的利用——

大 野 晃 嗣

緒言

第一章 銓選研究に關する幾つかの方法論と「同年齒錄」——「同年齒錄」の史料性格——

第一節 銓選制度檢討に際しての史料上の問題點

第二節 「同年齒錄」について

第二章 「同年齒錄」より見た銓選の諸相——合格年齢・初任官・昇進——

第一節 合格年齢の分布と初任官ポストの全體像

第二節 各甲ごとの初任官ポスト

第三節 初任官以後の昇進ルート

結語

緒 言

傳統的な中國社會が、支配者たる官僚社會へ入ることを上昇社會移動の最終目標と考えていたことは、ほとんど疑いえない。

(1)と述べた。例えば明清時代において、生員・舉人・監生・進士等、多様な資格・肩書きの中で、進士が社會移動の最高目標であったことは間違いない。それは、進士となることが官僚社會への入り口として最も一般的で、かつ將來の榮達の可能性を最も強く保證するものであったからにはかならない。生まれながらにして、ある程度の財力と、またいくらかの父母の理解、様々な親戚の援助に恵まれたものたちは、競って官僚社會の登龍門である進士を目指した。

幾つかの難關（鄉試・會試・廷試等）をくぐり抜けて、幸運にも進士となった者は、その姓名を國子監前の石碑（所謂「進士題名碑」）に彫られる。今この合格者の姓名を『明清進士題名碑錄索引』によって一瞥してみると、明清時代を通じての合格者は、二百一科、實に五萬一千餘人の多きにのぼる。彼らは社會の支配者階層を形成し、引き續いて官僚社會の中の立身出世を目指した。

これら進士は、いかなる昇進コースを経て、官僚社會内のポストを上昇していったのか。このような問題を含む廣義に銓選史と呼ばれる分野は、こと明代に關しては、從來あまり研究されてこなかった。明代專制國家を特徴づける幾つかの官職、例えば内閣大學士、巡撫、六科給事中や御史といったポスト單位の任用を論じた優れた研究は多い。(2) また明代の銓選に關する概括的研究・概説書も存在する。(3) しかし、より全體的で基本的な問題——そして當時、官僚社會を目指していた人々にとっては重大な關心事であったもの——例えば、何歳ぐらいで進士に合格できたのであろうか、また初任ポストはいかなるものであったらうか、また、どの程度の割合で初任ポストは振り分けられていたのであろうかといった問題はほとんど扱われてこなかったと言つてよい。官僚社會の中で立身出世を目指す進士たちにとって、どのようなコースを通ることが、より速く、またより高い地位へ昇進できるのか、それが重大な關心事であったことは間違いない。一甲合格者

のような、國家からの特別待遇を期待できる進士を除く、普通の進士たちにとって、割合の上からしても現實的であり、また昇進の上からしても理想的である「初任官として期待できる官職」とは、果たして如何なるものであったのか。また明代を通じて變化はあったのだろうか。

このようなタイプの研究が手薄であった原因の一つは、「平均何歳」「どの程度の割合で」といったような諸問題を解決するには、數量統計的なアプローチを必要とするからである。舊中國が残す膨大な漢籍の大部分は、この種のアプローチについて得手ではない。

その意味において、本稿で提供する、問題解決の一手法としての數量統計と、十分に有効と判断できる程度の確度をもった母集團は、從來の研究では曖昧に類推されていた幾つかの問題に、より客觀的で均質な解答を與えることができるであらう。

本稿は以上のような問題關心と理解に基づく一考察である。

第一章 銓選研究に関する幾つかの方法論と「同年齒錄」——「同年齒錄」の史料性格——

第一節 銓選制度検討に際しての史料上の問題點

例えば「明代のある年度に行われた科舉合格者は、いかなる官職に、どの程度の割合で、振り分けられていたのであらうか」といった問題は、どのようなアプローチによって解決されうるだろうか。

科舉の合格者達が、その成績上位の者から順に「一甲」・「二甲」・「三甲」の三段階に區切られる制度は、北宋の太平興國八年（九八三年）に始まる。明代も同様に科舉の合格者を三段階に分けていた。この三段階に分けられた科舉合格者達に對して、それぞれ初任官ポストとしてどのような官職が割り當てられていたかについては、すでに大凡のことは知られ

ている。すなわち一甲合格者の三名（所謂「狀元」・「榜眼」・「探花」）は、翰林院修撰（従六品）と翰林院編修（正七品）に當てられる。彼らは他の合格者とは違って、觀政進士（實務見習い期間）や庶吉士（翰林院において更に研鑽を積む）に回されることはない。彼らがこれらの翰林官に就任することは、萬曆『大明會典』卷五、吏部、選官に

凡そ進士の選除は、洪武の閒、第一甲第一名は翰林院修撰に除し、第二名第三名は編修に除するを定む。

とあるように、洪武期以來の祖法である。確かに、王世貞が『皇明典故』三、「首甲不授翰林」で述べるような若干の例外はあるものの、彼が「典故述」で扱うことから分かるように、基本的には踏襲されていた。

また二甲・三甲合格者の初任官ポストの振り分けについては、洪武三年から萬曆一七年までの科舉制度便覽とも言うべき張朝瑞撰『皇明貢舉考』卷一、「二甲三甲進士選格」に、

二甲の進士は、在内は主事等の官に除し、在外は知州に除す。三甲の進士は、在内は評事・太常寺博士・中書舍人・行人等の官に除し、在外は推官・知縣に除す。

と記されている。

本稿の關心の所在は、この『皇明貢舉考』の記載が現實に行われていたのか、またどの程度の割合で振り分けられていたのかを知ることにある。いくつかの方法が考えられるので、以下簡略に検討を加えてみよう。

従來、初任官に關するこのようなタイプの問題に對しては、明代の根本史料たる『明實錄』から、任官記事を抽出し整理するという手段が専ら採られてきた。しかし、「實錄」は、五品官以上への任用に關してはある程度の情報を與えてくれるものの、六品以下の官職の任用に關しては極めて偏ったデータしか掲載していない。先の『皇明貢舉考』の記述が端的に記すように、進士の初任官は、六品から七品の官職を一つの大きな基準にしているので、必然的に「實錄」から抽出される初任官の記事は限定されてしまう。加えて、中央官廳に初任官を拜命した進士のデータであれば、一定量收集することは可能でも、地方官に初任官を拜命した進士の事例を收集することは困難である。従ってこの方法では、廷試合格者

の初任官配分に對する誤った全體像を描いてしまう恐れがある。例えば、『明實錄』から初任官のデータを抽出するという困難な作業を行った、參考に値する結果は、阪倉篤秀氏「成化元年における散館請願について——明朝庶吉士制の検討」⁽⁵⁾「所收の表四であるが、本論の中で「一方、初任の官職についてみれば、從七品の給事中・正七品の監察御史・正六品の各部主事が主たる對象であつたが……」と解釋されているのも、そうした偏りを持つ史料に依據した結果であると考えられる。本稿で明らかにするように、明代の大半を通して、數の點から言えば、初任にあてられる主たる官職は、多くの進士にとって「知縣」「推官」の二つの地方官と中央六部の「主事」であつたことは、ほとんど疑いをいれない。

では、別の手段として、焦竑『國朝獻徵錄』・過庭訓『本朝京省人物考』または『明史』といった大部の傳記史料から、當該年度の科舉合格者達の情報を探し出すという方法はどうか。私撰・官撰の明代傳記史料は、數多く現存するので、いささか繁多ではあるが、時間さえかければ、一見可能性がありそうに思える。

ところが、進士ならばすべて一定の情報を含んだ傳記が残っているかというと、實はそうではない。このことは臺灣國立中央圖書館編印『明人傳記史料索引』を捲つてみれば、即座に實感される。明代の研究者が最も頼りとする傳記索引のひとつであるこの書物は、およそ六百種類にも及ぶ傳記・文集・隨筆等の史料から、計一萬人にも達する明人の情報を提供する。しかしながら明一代を通しての進士の數は、それを遙かに越える合計二萬五千人にも及ぶので、割合から言えば、容易に傳記情報を探し出せない進士の方が多いのである。いわんや、多くの私撰の傳記史料は、その情報源の確實性・記載内容の精粗といった點から見れば、玉石混淆であるから、このような方法では、一定以上の客觀性と確度を維持した上で、ある年度の科舉合格者に對する、可能な限り全體的な情報を得ることなどは及びもつかない。

以上の史料狀況からして、ある程度の合格者の數を維持し、その確度を保った上で、明代の初任官配分の全體像を構築するという目的に對しては、別の手段を講じねばならない。そこで妥當な史料として、いわゆる「同年齒錄」が浮上する。以下節を改めて、この「同年齒錄」について若干説明しよう。

第二節 「同年齒錄」について

進士の同窓生（同年組）名簿とも言ふべき書物には、二種類のものがある。一つは、先にも挙げたように、公的な編纂物であり、皇帝に提出される「進士登科錄」と呼ばれるものであり、もう一つは及第者が私的に編纂した「同年齒錄」と呼ばれるものである。

この兩者は、共に當該年度の科擧合格者達について、姓名・生年月日・過去三代の父方の先祖・簡単な略歴などの情報を提供するが、それらの體裁・内容に、二つの顯著な差異が存在する。本稿で利用する「同年齒錄」が如何なる性質なのか、それを理解する上で、この兩者の差異は極めて明瞭な指標と成りうるから、簡単に説明しよう。

まず、體裁上の差異について述べよう。「進士登科錄」は、進士名を合格順に掲載する。これは、この名簿が試験を實施した國家側によって編纂されるものであり、重要なのは國家が決定した合格順位であるから、當然といつてよい。

これに對して、「同年齒錄」は、基本的に年齢順に合格者を載せる。例えば、『萬曆三十八年庚戌科序齒錄』は、最初から最後まで、この體裁を採っており、『嘉靖癸丑科進士同年便覽錄』は、出身布政司ごとに合格者を分けた上で、さらに府ごとに合格者を分類し、その中で年齢順に並べるといふ、いささか複雑な體裁を採っている。

「同年齒錄」の採用する、このような年齢に依據した配列方法は、「同年齒錄」が、及第者側によって私的に編纂されたものであるということと強い相關關係にある。つまり科擧の同年合格者が兄弟同様に見なされていたことを反映しているのである。上海圖書館に所藏される『嘉靖丁未科進士序齒錄』に記される、孫承恩（禮部尙書として、嘉靖二六年度（丁未年）會試の主考官に當つた）の手になる以下の序文は、そのことを的確に表現している。⁽⁶⁾

夫れ同年に弟兄の義の尙ぶ有り。然れども試験の刻（則ち「登科錄」は惟だ名次（合格順位）を以て序と爲し、而して其の齒を論ずる弗ければ、則ち少長錯置し、之を弟兄と謂うや、協う弗し。茲に諸君子所以に憊々として齒に於いて

之を敘するなり。惟だ齒のみ之れ敘せば、則ち長は長として少は少として、眞の弟兄たらん。

すなわち「進士登科錄」では合格順位で名を記すために、長幼の序が守られていない。そこで、進士及第以降に新たに生じる及第者間での交流に對應するために、長幼の序の方に重點をおいた、年齢順の新しいタイプの名簿「同年齒錄」が編纂されたのである。

このような「同年齒錄」の私的編纂物としての性格は、次の一事にも見て取れる。『嘉靖丁未科進士序齒錄』には、表紙題箋の右に、「曾祖方伯公蒙泉府君登是科進士此不肖曾孫駿佳題示後代子孫」との書き込みがある。「方伯公」とは官職名（按察使）、「蒙泉」とは號であるから、同名簿内を調べると、三甲一百十一名で合格した祁清の號であることがわかる。この祁清とは、すなわち祁彪佳（一六〇三—萬曆三十一年—一六四五〔順治二年〕）の曾祖父に他ならない。従って、この書き込みを行った「駿佳」が祁彪佳の兄弟であることは、名前からして疑いないであろう。『明史』祁彪佳傳によれば「弱冠」とあり、祁彪佳が二十歳で科擧に合格したのは、天啓二年のことであった。そこで『天啓壬戌科同年序齒錄』（上海圖書館所藏）の祁彪佳の名簿を参照すると、七人兄弟の四人の兄の中に「駿佳」の名前が見え、より正確には兄であることが判明する。すなわち、『嘉靖丁未科進士序齒錄』は、この祁氏一族に、ある時期まで代々傳わっていた名簿であるに違いない。かような形で傳えられたこと自體、「同年齒錄」の私的編纂物としての性格を表すものといえよう。

また、附言すれば、刻本のみならず、抄本のものも現存すること、單一年度に對して、複數種の「同年齒錄」が存在する場合もあること等からも、⁽⁸⁾「同年齒錄」の性格を窺うことができる。

次に、内容上の差異について説明しよう。これは「進士登科錄」と「同年齒錄」兩者の編纂時期に由來するものである。

7
まず「進士登科錄」は、試験終了後まもなく、皇帝に提出される目的で、全及第者が京師に出てきている時に編纂され

る。従って、この編纂時期からすれば、初任官が決定しているのは、基本的には一甲の三名だけであり、その他大勢の進士の初任官情報を含むことは原理的にはありえない。

これに對し、「同年齒錄」は科擧終了後數年経ってから編纂が完了するのが常である。また、物によっては、増補版が編纂される場合もある。例えば、現在我々が目にするのできる最も古い「同年齒錄」は、『正徳十二年丁丑同年増註會錄』（正徳二年／一五一七年同年組：北京圖書館所藏）⁽⁹⁾であるが、これは、附された羅振常の跋に

是の書凡そ三刻。一刻は正徳に于いてす。再刻は嘉靖三年甲申に于いてし、舒芬・陳沂の二序有り。三刻は嘉靖十八年己亥に于いてし、王暉・俞夔の跋有り。每刻必ず増註を加う。

⁽¹⁰⁾とあるように、二度にわたって増補版が出されている。このような結果、必然的に「同年齒錄」は、記載内容の更新が行なわれ、該當者の初任官や、それ以降歴任した官職といった、編纂時期までの履歴が掲載されるのである。

本稿は、「同年齒錄」のみが持つ、この合格者の官歴記録の部分を利用する。それによって、十分な数の合格者に基づく、初任官や昇進コースの情報を収集できるであらう。

ただ、残念なことに、「進士登科錄」が多數現存するのに對し、明代の「同年齒錄」は、管見の限り、二六科分の現存が確認できるに過ぎない。現在、『中國古籍善本書目』（上海古籍出版社、一九九三年）史部・傳記類・貢擧屬は二八種・二三科分の「同年齒錄」を掲載しており、またこれに掲載されない嘉靖三五年（一五五六年）・萬曆二〇年（一五九二年）・萬曆三八年（一六一〇年）の三科の「同年齒錄」に關しては、屈萬里編『明代登科錄彙編』（臺灣學生書局、一九六九年）に收められており、一般に容易に閲讀できる。無論、何炳棣氏が先掲の著作を執筆した時點では、明代の「同年齒錄」は僅かに三本が確認されたに過ぎなかったから、凡そ三十年の間に、新たに二三科分にも及ぶ「同年齒錄」の現存が判明したことになる。しかし、それでも明代に行われた科擧の回数からすれば、四分の一程度でしかない。今後、新しい「同年齒錄」が若干なりとも發見されることを期待する他ない。

しかも、上記『正徳十二年丁丑同年増註會錄』を除けば、現存する「同年齒錄」はすべて嘉靖期以降のものに限られている。従って、これらを利用して得られる結果は、安易な類推を避けるためにも、嘉靖期以降に當てはまるものとしてのものが妥當であらう。

ちなみに、同じく同窓生名簿を用いて同種の作業を行った先覺的な研究は、和田正廣氏の「明代の地方官ポストにおける身分制序列に關する一考察」⁽¹¹⁾である。所收の表一は二本の同窓生名簿（『嘉靖癸丑科進士同年便覽錄』と『萬曆三十八年庚戌科序齒錄』）に基づいて、廷試合格者の初任官振り分けについてのデータを提供する。しかしながら、翰林院庶吉士を初任官に數えて處理しており、提示される數値並びに考察の結果については、疑點ありとせざるを得ない。廷試合格者が初任官を拜命するまでの過程の中で言えば、翰林院庶吉士とは、觀政進士と類似する位置にあるものと考えるべきであつて、初任官と考えるべきではない。⁽¹²⁾

さて、以上のような判斷に基づき、本稿で使用した「同年齒錄」の名を掲げておこう。以下の五本である。

- ・『嘉靖丁未科進士序齒錄』（嘉靖二六年／一五四七年同年組：上海圖書館所藏）
- ・『嘉靖癸丑科進士同年便覽錄』（嘉靖三二年／一五五三年同年組：『明代登科錄彙編』收）
- ・『嘉靖丙辰同年世講錄』（嘉靖三五年／一五五六年同年組：『明代登科錄彙編』收）
- ・『萬曆丙戌科進士同年總錄』（萬曆一四年／一五八六年同年組：『明代登科錄彙編』收）
- ・『萬曆三十八年庚戌科序齒錄』（萬曆三十八年／一六一〇年同年組：『明代登科錄彙編』收）

これらを利用しての考察に入るに當たり、まず幾つかの手順を踏んでおくことにしよう。最初に、嘉靖二六年・嘉靖三二年・嘉靖三五年・萬曆一四年・萬曆三十八年における廷試合格者の總數を確定することにする。

それぞれの年の廷試合格者の總數は、前出『皇明貢舉考』所載の合格者一覽表によると、嘉靖三二年は四百三人、嘉靖三五年は二百九十六人・萬曆一四年は三百五十一人となっている。⁽¹³⁾ところが、『欽定續文獻通考』卷三十五、選舉二によ

（嘉靖）二十六年三月廷試胡正蒙等三百一人。

（嘉靖）三十二年三月廷試曹大章等四百一人。

（嘉靖）三十五年三月廷試金達等二百九十六人。

（萬曆）十四年三月廷試袁宗道等三百四十五人。

（萬曆）三十八年三月廷試韓敬等三百二人。

となっており、嘉靖三十二年・萬曆一四年において、兩者の間で若干の差異が見られる。『欽定續文獻通考』が記す廷試受験者の人數が、『皇明貢舉考』の載せる廷試合格者の人數より少ないというのはおかしな印象を受ける。理由は定かではないが、今假に二つの解釋を述べておく。一般に會試合格者が病氣等の原因によって、續く廷試を受けず、何年か後の廷試を受けるのは許されており、また屢々見受けられる現象であった。そこで、前回以前の會試合格者で本年度廷試受験者である者の人數を『欽定續文獻通考』は含まず（則ち本科會試合格者の人數だけを記載していることになる）、『皇明貢舉考』の方はこれを同年合格者として、一括して數えた結果、差異が生じたと解釋できなくもない。または、本科會試に合格しながら續く廷試を受けず、次回以後の廷試で合格した者を、本來受けるべきであった廷試の合格者の方に繰り込み、一括して數えた結果とも考えられる。いずれにせよ、どちらが正しいのか、現在は判斷できていない。どちらかが誤記しているという可能性も完全には否定できない。ただ『明清進士題名碑錄索引』所載の人數も『皇明貢舉考』の人數と一致しており、また作業の性質上、母集團の人數を決定しておく必要があるもので、一應合格者氏名のはっきりしている『皇明貢舉考』『明清進士題名碑錄索引』の人數の方を採用することとする。なお、嘉靖二十六年・萬曆三十八年に關しては『欽定續文獻通考』『明清進士題名碑錄索引』ともに一致している。従ってそれぞれの年の廷試合格者の人數は、

嘉靖二十六年…三〇一人

嘉靖三二年…四〇三人

嘉靖三五年…二九六人

萬曆一四年…三五一人

萬曆三八年…三〇二人

となる。

ところで、これら五本の比較的まとまったデータを提供してくれる「同年齒錄」にしても、『嘉靖丙辰同年世講錄』が三〇三人（一〇二％）、『萬曆丙戌科進士同年總錄』が三六三人（二〇三％）という本来の合格者より多数の名前を載せるのに對し、『嘉靖癸丑科進士同年便覽錄』が三八五人（九六％）、『萬曆三十八年庚戌科序齒錄』が二二一人（七七％）の名前しか載せないなど、完全なものではない。

また、「同年齒錄」が「同年」と見なすのは、本科會試に合格した者と本科廷試に合格した者である。大多數の者は會試を受けた後、すぐに續けて廷試を受けるけれども、先にも述べたように、病氣等の理由によって、次回以後の廷試を受けることが許されていたために、ある年度の「同年齒錄」にその名が記されておりながら、その年の會試合格者ではあっても、廷試合格者ではないということがある。結果、同一人物が、會試合格年度の「同年齒錄」と廷試合格年度の「同年齒錄」の二本にその名を載せるということがまれにある。例えば、嘉靖三五年丙辰科に二甲四十二名で廷試合格した周遜は、嘉靖三二年に會試合格していたため、『嘉靖癸丑科進士同年便覽錄』『嘉靖丙辰同年世講錄』の兩方にその名が見える。このような場合、重複したり、廷試合格年度を誤解したりすることが無いよう、慎重に判断・選別せねばならない。加えて、廷試合格順位が誤っていたりすることもまま見受けられる。明らかに誤字とおぼしき生年月日も散見される。それ故、これらの名簿の内容をそのまま鵜呑みにして利用することはできない。

そこで、次にこの五本の名簿に對して以下のような整理作業を施す。合格順位等の容易に正誤の判断がつくもの及び明

らかに誤字に屬する生年月日等については、『明清進士題名碑錄索引』『明史』『清史稿』等を用いこれを修正する。また官歴に關しては、全面的に「同年齒錄」の本文を利用する。容易に他書に傳記を見いだせる幾人かについて、「同年齒錄」に記される官歴と、他書に記される官歴とを比較したが、「同年齒錄」の記載は群を抜いて網羅的であり、正確であるとの印象を受けるからである。時折見受けられるごくわずかな相違點も、いずれが正確なのか容易に判斷できぬ程のものである。そして何よりも、多くの者は「同年齒錄」からしか、一定の官歴を判斷できないからである。總じて、從來から利用されてきた傳記史料を、十分に補足できるだけの量と確度を持った情報を含んでいると言えるであろう。

ただし、もともと「同年齒錄」から漏れてしまっている進士の名前をあらためて書き加えることは行わない。というのも、この作業の目的は、合格年齢や初任官に關する情報を手に入れることであつて、彼らに關するその種の情報は、もはやほとんど得ることはできないからである。

さて、以上のような手順を踏むことによって得られた進士の名は全體で一五六一名、うち初任官の判明している者の數は一二九八名（死去・終養者を含む）である。これらによつて、明代嘉靖・萬曆期の廷試合格者の様子を眺め、いくつかの問題點について検討していくことにしよう。

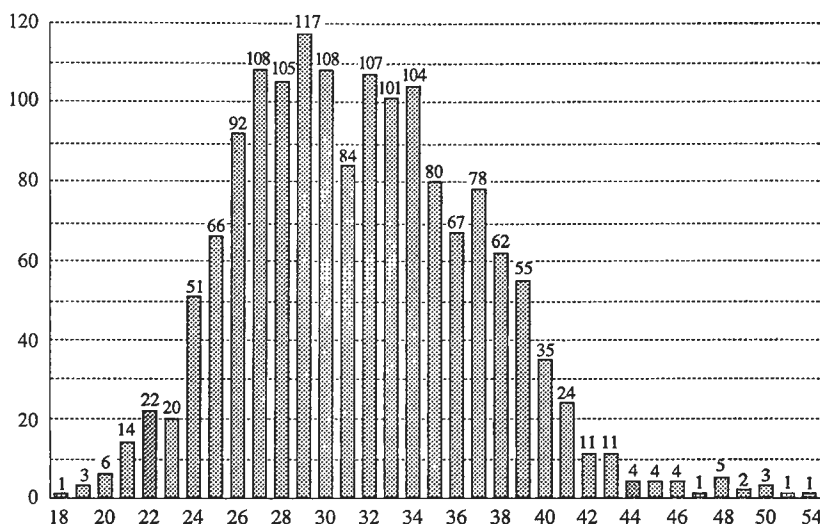
第二章 「同年齒錄」より見た銓選の諸相——合格年齢・初任官・昇進——

第一節 合格年齢の分布と初任官ポストの全體像

まず五本の「同年齒錄」を總合した全體の情報から確認していこう。

グラフ1は、廷試合格年齢の分布を示す。「同年齒錄」は、進士各人の生年を記するので、それを基準に滿年齢で作成したものである。横軸は合格年齢を、縦軸は人數を示す。

グラフ1 延試合格年齢の分布

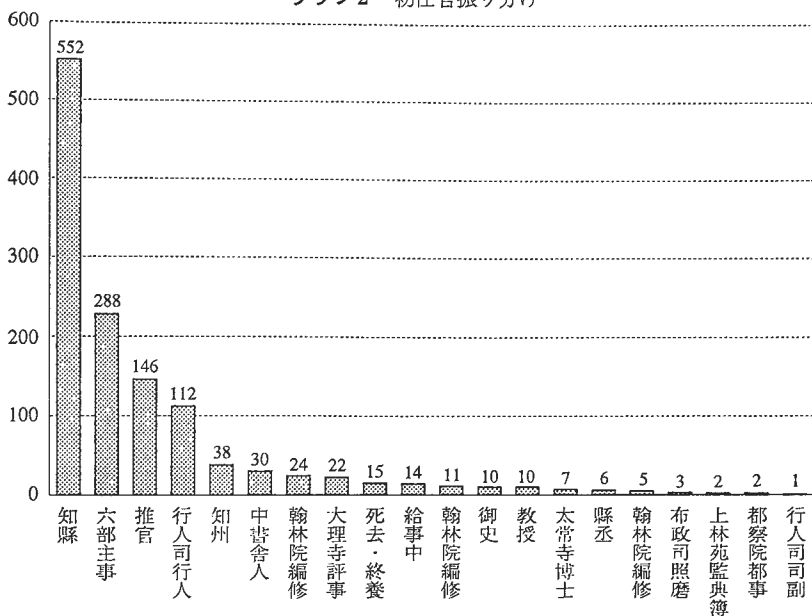


このグラフ1によれば、延試合格者は、最年少一八歳から最年長五四歳にまで及んでおり、當時の科擧受験者が幅広い年齢層からなっていることが窺われる。全體の平均年齢は三一・六歳となっている。

當時の男子は、數え年五才（満三歳餘り）で家庭教育が始まり、また數え年八歳（満六歳餘り）から正式な學問を始めるものとされている。¹⁴有名な程端禮『程氏家塾讀書分年日程』が、數え八歳から經學を學び始めることとしているのは周知の事實である。無論、すべての進士がこれに該當するというわけではあるまいが、およそ四半世紀にも及ぶ試験勉強の結果、合格を勝ち取っていたことが分かる。

また、進士が合格してから死亡するまで平均期間は二二年とされる¹⁵が、このことからすれば、平均的な進士にとって、合格に費やされる人生の方が、合格以後の人生よりも長かったとも言えるであろう。明代の様々な傳記・筆記・隨筆の類に目を通して見ると、しばしば科擧に若くして合格した「神童」達の逸話に出くわす。弘治三年に一八歳で進士に合格し、中書舍人・禮部員外郎と官歴を積みながら、二七歳という若さでこの世を去った洪鍾（『治世餘聞』下篇卷之四、他）や、成化八年に一七歳で進士に合格し、護身殿大學士や華蓋殿大學士に特進するなど位人臣を極めながら、政争に巻き込まれ病死した楊一清（『震澤長語』卷下、他）などはその代表であろう。ま

グラフ2 初任官振り分け



た天順・成化・弘治・正徳と立朝五十年、内閣大學士として活躍した政界の大立者であり、なによりも劉瑾に對抗したことで有名な李東陽は、天順八年に合格した時、一八歳であったという（『明史』卷一八一、李東陽傳、他）。彼らは、本章が對象とする時代より少し前の人物ではあるものの、當時の人々にとっていかに瞠目に値する若さであったか、合格者の平均年齢が三一・六歳であったことを考えるとそれが実感できるように思われる。中國の書物が年齢を基本的に数え年齢で記すことを考え合わせれば、なおさらとすべきであろう。

續いて、初任官の判明している一二九八人について、その初任官の振り分けを見てみることにしよう（グラフ2）。知縣が五五二人と斷然多く、全體の四二・五%を占めているのがまず目に附く。數の上から知縣に續くのは六部主事で二八八人（二二・二%）、以下推官の一四六人（一一・二%）、行人司行人の一一二人（八・六%）、と續く。地方官ポストは知州・推官・知縣・縣丞の四種で、それ以外は京官ということになるが、その比率は七四二・五五六、則ち大略六・四であり、新科進士の六割が地方官を経験していたことがわかる。

また、振り分け人数の上位四種の官職である知縣、六部の

主事、推官、行人司行人の合計は一〇九八人にものぼり、初任官判明者全體の八四・六%にも達している。このことは、大多數の進士にとって、この知縣、六部の主事、推官、行人司行人四種の官職が事實上初任官のすべてであったということとを意味している。初任官について、『明史』は、

狀元は修撰を授かり、榜眼・探花は編修を授かり、二・三甲の庶吉士に考選せらるる者は、皆翰林官と爲る。其の他は或いは給事・御史・主事・中書・行人・評事・太常・國子博士を授かり、或いは府の推官・知州・知縣等の官を授けらる。

表 1

中 人	40人
事 行	37人
行人司	161人
推 官	110人
御 史	8人
大理寺評事	約260人
知 州	143人
六部主事	2人
太常寺博士	約1170人
知 縣	20人
中書舍人	5人
國子博士	

ただし選舉志には給事中は員額50人、御史は員額120人とある。

ば、當然のことといえる。官職の員額は、明代を通じて一定ではなく、増額が頻繁に行われるので、正確は期しがたいが、試みに『明史』職官志と地理志に依據して、大凡の員額を計算すると表1のようになる。

ところが、給事中と御史と知州に關しては、この推測は成立しない。つまり、『明史』は、給事中と御史及び知州を、

主事や行人司行人と同様、初任官として記載しており、もしそうならば、員額の上からして、この三官職には、相當數の進士が回されてしかるべきだが、**グラフ2**を見る限り、そうっていない。ただ知州に關して言えば、曲がりなりにも五科併せて三八人の新科進士が任命されており、初任官ポストとしての性格を帯びていたことは間違いない。しかし給事中は一二九八人中僅かに一四人、全體の一・一%が初任官として任命されたのみであり、員額が更に多いはずの御史に到っ

と羅列的に記すが、そこには大きな偏りがあったことが分かる。⁽¹⁶⁾

いうまでもなく、このような振り分け率の偏りは、何よりもまず、それぞれの官職の持つ員額の影響するところが大きい。「員額の多い官職には當然多數の進士が振り分けられるはずだ」という常識的な推測が成り立つからである。知縣に振り分けられた者の占める率が高いのも、知縣のポスト數が他の官職に比べて壓倒的に多いことからすれ

ては一〇人、〇・八%でしかない。加えて、給事中・御史兩者を初任官として拜命した計二十四人の内、實に二三人までが翰林院庶吉士を経ており、觀政進士から初任官として授けられた者は、嘉靖二六年、三甲一三名で廷試に合格し、兵部觀政の後、工科給事中を拜命した謝江一人のみである。⁽¹⁷⁾つまり科道官と總稱されるこれらの官職は、『明史』は初任官の一つとして記載するものの、この時期には、現實には初任官ポストとして開かれていなかったことが分かる。この點から言えば、先に見た張朝瑞撰『皇明貢舉考』が、給事中と御史を二甲・三甲進士任命の初任官職として表記していないのは正鵠を射たものと言わねばならない。

では、この『明史』と『皇明貢舉考』の記載のずれは何故生じたのであろうか。一方が正しく、一方が誤っているという類のものであろうか。

これは、科道官が實際に弘治年間頃までは初任官ポストの一つだった事實に起因すると思われる。給事中(科)と御史(道)は、本來別個に扱うべきではあるが、今簡略に述べれば、兩者は、成化・天順年間頃までは、單に新科進士に開かれていたのみならず、監生等にも開かれていた官職なのであった。例えば御史について、前掲阪倉氏の論文によれば、

初任の官職についてみれば、……特に正統一三年以後、監察御史の大幅な増加が見られる。これは監察御史がその擢用において從來の監生主流から進士にその比重を移した結果である。

と書かれている。無論、この點は十分首肯される。『明實錄』を読めば、永樂年間には、御史は監生擢用者が多いのであるが、それが次第に進士に比重を移していく様子が看取される。そして、監察御史は正統年間以降、地方常駐を果たし、地方長官化していき、その結果、御史の權限は強大化していくことになる。⁽¹⁸⁾そして、同時に「御史」という官職の持つ價值と、それに見合う任官者の主流となる階層も移動したのであった。王世貞は『弇山堂別集』皇明異典述七、「用給事御史」の中で

御史の除授。正統四年、刑部照磨陳巖・司務楊恕・李儼・陸職・行人司副劉克産・序班王盛・正字沈寅・孔目劉烈・

審理副郭鉦・按察司經歷計珩・副斷事楊綱・監井提舉邵盤・縣丞安瑀・趙瑜を以て御史に試す。五年、序班張鏞・孫睿・張倫・斷事張文昌・知事康榮・照磨張禮・判官胡信・縣丞鄭傑・教授上官民瞻・教諭韓楊・鄭顥・訓導鄭觀・曹泰・成規・齋韶・王巍・陸儔・唐震を以て御史を實授す。自後、始めて専ら進士・行人・中書舍人・博士・推官・知縣・國子監官を以てし、而して雜職は與らず。然れども猶ほ國子監生有り、天順の後始めて革む。

と述べ、御史ポストへの就任者階層が次第に變化し、絞られていくさまを書き記している。また『明史』選舉志は次のように記す。⁽¹⁹⁾

給事中・御史をば科道と謂う。科は五十員、道は百二十員。明初より天順・成化に至るの間、進士・舉貢・監生皆選補を得たり。其の遷擢せらるる者、推官・知縣よりして外、或いは學官に由る。其の後、監生及び新科進士は皆與るを得ず。或いは庶吉士の改授、或いは内外の科目出身にして三年考滿の者を取りて考選す。内ならば則ち兩京の五部主事・中・行・評・博・國子監博士・助教等、外ならば則ち推官・知縣。

やや簡略に過ぎる嫌いはあるけれども、やはり科道官への任官者階層が、進士・舉貢・監生といった官職未経験者から官職有經驗者へと移っていったことが、ここからも讀みとれる。そして、本章が對象としている嘉靖・萬曆頃には、科擧に合格したばかりの新科進士がほとんど拜命することのできない格上のポストとなっていたのである。

この現象については、城井氏に先行研究があり、明代を通して給事中と御史が初任官ポストから外されていく複雑な過程が、嘉靖期頃までを對象にして緻密に論じられている。⁽²⁰⁾ 城井氏によれば、大體宣德年間（一四二六年）から弘治年間にかけて、科道官ポストを初任官ポストとして解放するかどうかが議論され、弘治末年に至って、最終的に進士初任抑制の方向で落ち着いたという。

これは巨視的に見れば、明代を通して科道官ポストが「清華之選」（『萬曆野獲編』卷一〇、「遍歷四駕衙門」と呼ばれるようになっていく足跡に呼應していると考えて間違いないまい。

『皇明貢舉考』の著者である張朝瑞は、嘉靖十五年（一五三六）淮安府海州縣に生まれ、隆慶二年（一五六八）進士となり、知縣・知府を歴任の後、南京鴻臚寺卿を拜命、萬曆三十一年（一六〇三）に六八歳で亡くなった。實に彼が生きた時代は、すでに御史・給事中という科道官が、長い論議を経て「清華之選」として人々から認識され、新科進士が任命されるポストでは無くなっていた時代だったのである。彼が『皇明貢舉考』の中で二甲・三甲合格者の初任官ポストから御史・給事中を外していたのは、彼の生きた時代の情勢からして、當然のことだったのである。

無論、錚々たる『明史』の編纂者達がかような事實を知らぬはずはない。おそらくは、給事中も御史も進士初任のポストであったという事實を述べたに過ぎないと考える。

第二節 各甲ごとの初任官ポスト

では、今度は視點を變えて、一甲・二甲・三甲合格者ごとに、彼らの振り分けられた官職について見てみることにしよう。四本の「同年齒錄」に基づき、各年度ごとに、「一甲」「二甲」「三甲」合格者の初任官ポストを調べてみることにする。『萬曆丙戌科進士同年總錄』（萬曆四四年／一五八六年同年組）に關しては、初任官情報がほとんど記載されていないので、ここでは取り扱わない。まず各年度合格者の初任官ポストの内譯は以下の如くである。（19・20頁のグラフ参照）

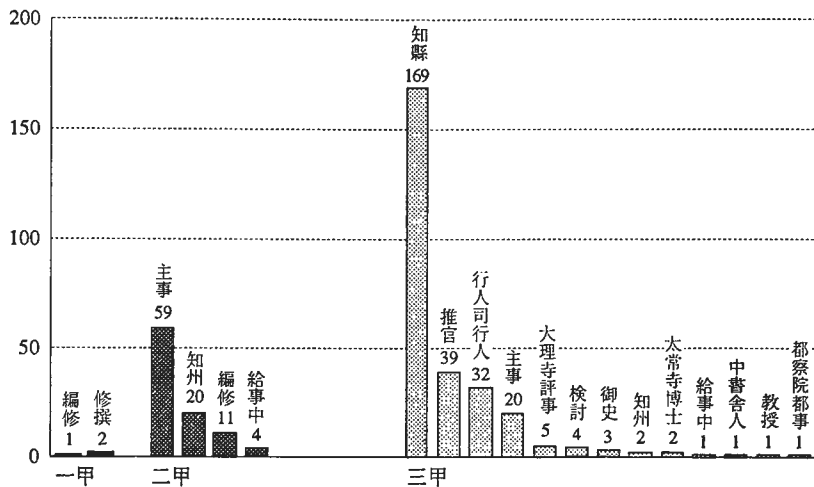
先にも述べた如く、一甲合格者の三名が、翰林院修撰（從六品）と翰林院編修（正七品）に就任していることがまず確認されよう。

問題となる二甲と三甲の合格者に關しては、『皇明貢舉考』卷一、「二甲三甲進士選格」に、

二甲の進士は、在內は主事等の官に除し、在外は知州に除す。三甲の進士は、在內は評事・太常寺博士・中書舍人・行人等の官に除し、在外は推官・知縣に除す。

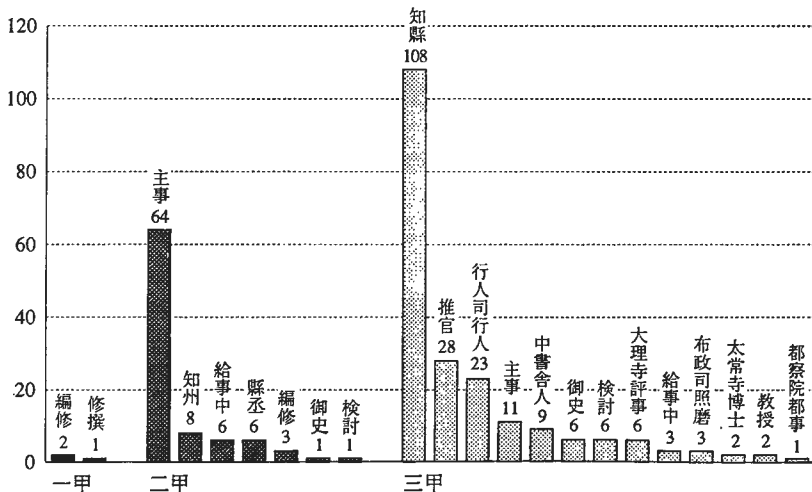
と記載されていた譯だが、「同年齒錄」に基づくこれらのグラフを参照すると、この記述がかなり正確なものであること

(1) 『嘉靖丁未科進士序齒錄』(嘉靖二六年／一五四七年同年組)



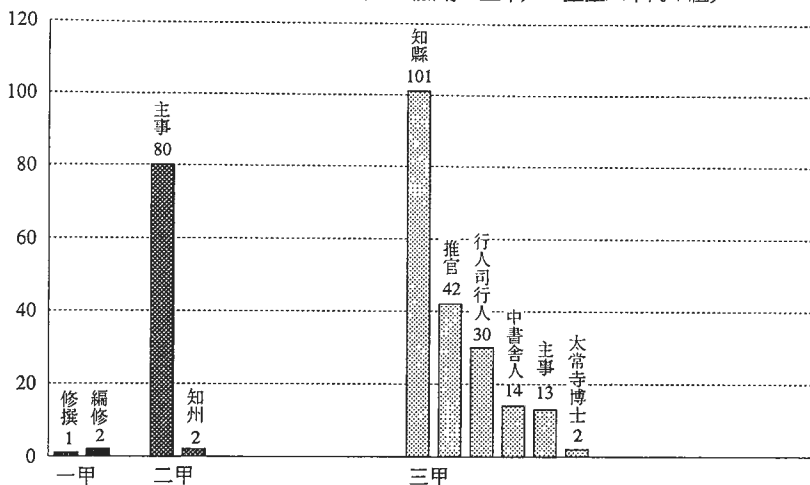
初任官の振り分け

(2) 『嘉靖癸丑科進士同年便覽錄』(嘉靖三二年／一五五三年同年組)



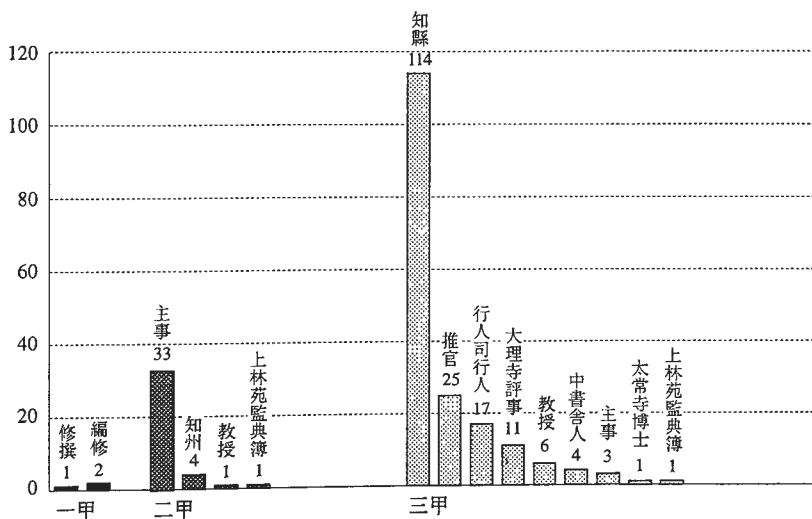
初任官の振り分け

(3) 『嘉靖丙辰同年世講錄』(嘉靖三五年／一五五六年同年組)



初任官の振り分け

(4) 『萬曆三八年度庚戌科序齒錄』(萬曆三八年／一六一〇年同年組)



初任官の振り分け

が分かる。二甲・三甲合格者にも、初任官ポストにかなりはつきりとした棲み分けがなされていることが、極めて明瞭である。幾分二甲・三甲兩方に主事ポストがまたがっている印象を受ける程度である。

では、いつ頃から、二甲・三甲合格者に對する、このような初任官振り分けの形式が採られるようになったのであろうか。先に見た萬曆『大明會典』卷五、吏部、選官の項が續けて、

其餘は、各衙門に分送し辨事せしめ、内外に以次兼除す。

と述べるに止まるように、國初にはそのポスト振り分けについては規定されておらず、また選官の項には、その後のことも一切觸れられていない。『大明會典』卷七七、科擧の項も同様である。明代の事柄に關しては、精彩を以て記す丘濬『大學衍義補』も

進士の初任も亦其の甲第に循う。(卷二〇、公銓選之法)

としか語らない。『明會要』にも該當する記載はない。いつ頃から二甲・三甲の初任官ポスト振り分けが、上述のような固定された形式を踏み出すのか、今のところ判然としないのである。思うに、諸書が、明確に年代を打ち出していないということは、一時期一度に、なにがしかの法令によって決められたのではないということを示唆しているのではあるまいか。ただ沈周(沈石田。一四二七【宣德二年】—一五〇九【正徳四年】)の『石田雜記』に、

餘に親蔣廷貴有り、進士三甲に第し、例として知縣に除せらる。

とあって、「例」除知縣という言葉が見える。⁽²¹⁾また、王恕(一四一六【永樂十四年】—一五〇八【正徳三年】)の『王端毅奏議』卷一四、「議進士石存禮除官奏狀」にも

看得すらく、行人司行人も亦(ここでは「知縣と同様に、」の意。)三甲進士該除の官員に係る。其の職最も簡にして而して勞事無し。

と見え、この上奏には、「弘治五年(一四九二年)六月初八日具題す。」との日附が記載されている。これらの記述からす

れば、弘治年間には、既に三甲合格者が知縣や行人司行人に任命される規定があったのではないかと考えられる。そして少なくとも、嘉靖頃には、先に擧げた『皇明貢舉考』の記事に見えるような形式が確立されており、二甲の合格者は、その多くが内官である中央六部の主事（正六品）に任命されるのに對し、三甲合格者の多くが、外官である推官・知縣（ともに正七品）に任命されるというのが決まっていたのはほぼ間違いないであらう。

第三節 初任官以後の昇進ルート

では、最後の問題である初任官以後の昇進ルートについて調べることにする。いうまでもなく、あるポストに就いて以降、どのような昇進ルートを辿るのかということは、そのポスト自身が受ける評價と密接に関連している。そこで、初任官以後の昇進ルートを調べることによって、普通の進士たちにとって、割合の上からしても現実的であり、また昇進の上からしても理想的である「初任官」として期待できる官職」とは如何なるものであったか、遡及的に判明すると考える。ここでは、初任官以後の昇進ルートを調べるにあたり、「推官」という官職に注目したい。すでに二節にわたって見てきたように、進士が任命される初任官は多岐にわたっている。それゆえ、すべての初任官それぞれについて、次任官を検討すると、かえって混亂して全體像を見失う恐れがあるし、またその必要もないであらう。多くの進士にとっては、多岐にはわたっていても、そのほとんどが、割合からして就任する可能性のない官職ばかりだからである。また「知縣」「主事」「推官」「行人司行人」の四つの初任官ポストの中で「推官」を選んだ理由については、母集團が比較的扱いやすい人数であることが擧げられるが、それ以外の理由については、本節を進むに従って、自ずと判明するであらう。

まず五本の「同年齒錄」内から、初任官として推官を拜命した者を抜き出すと、計一四六名である。その内、次任官の判明している者は一三一人である。彼らの次任官ポストの内譯は、中央六部の主事が四三人（全體の三二・八％）で第一位、續いて推官の復除が二七人（二〇・六％）で第二位、以下御史が二人（一・六％）、死去・致仕者が一人（一・三・

七〇%、給事中が一七人（二・九%）、同知が三人（〇・二%）、布政司檢校一人、南京大理寺評事一人の順になっている。この割合からすると、一般的に考えられる初任推官以降の昇進ルートは、中央六部の「主事」と都察院の「御史」、並びに「六科給事中」であったことが分かる。また、意外に死亡者・致仕者の割合が高いのも目に付く。

ここで、次のような点について考えてみよう。この時期には、上で見たような「主事」「御史」「六科給事中」といった官職の内、どのようなコースを通ることが、「推官」からの昇進ルートとして望ましいと考えられていたのだろうか？

この点を考えるには、當時これらの官職がどのように評價されていたかを知ることがまず手がかりとなるであろう。沈德符が『萬曆野獲編』卷二二、「邑令輕重」の冒頭で

國初 極めて郎署を重んじ、凡そ御史は、九年職に稱う者にして始めて陞りて主事と爲る。

と書き、また卷一一、「科道俸滿外轉」で

蓋し國初、御史は三考過無くして、僅に主事に陞るのみ。

と記すように、元々「御史」のポストと「主事」のポストとは、遙かに主事のポストの方が上と目されていた。

ところが、本章の第一節で既に見たように、科道官のポストは嘉靖・萬曆頃までに、その評價が漸次上がってゆく。そしてその結果として、逆轉現象が生じ、「主事」よりも「御史」のポストの方が上と目されるようになったのである。嘉靖二年の進士鄭曉は、著書『今言』の卷四、二九一において、

六部主事は御史の上に列銜したり。永樂中五經・四書・性理大全を修める時尚然り。其の後、郎中は皆な科道官の後列す。何時より起きたるかを知らず。

と述べる。ここでいう「列銜」とは官職名を順に列挙して記載することをいうが、永樂年間にはその順番が「六部主事」の後に「科道官（御史・給事中）」が並べられるという順番であったが、それが後の時代になって、反對に「科道官（御史・

給事中」の後に「主事」の上官たる「郎中」が書かれるようになったというのである。この事實は單なる形式的なことではあるが、その列擧される順番が、その時々各官職に對する現實の評價の上下關係を反映していることは明らかである。

この「科道官」と「主事」ポストに對する評價の逆轉現象は、いつ頃から起こってきたのであろうか。鄭曉は「何時より起きたるかを知らず。」と言っており、また事實はつきりとはしないのであるが、成化二年の狀元である羅倫（羅一峯。一四三二【宣德六年】—一四七八【成化一四年】）が、

人進士に中らば、上は翰林を期し、次は給事を期し、次は御史を期し、又次は主事を期し、之を得れば則ち忻ぶ。
(22)
 と言っていることからすれば、恐らく成化年間には、その「主事」よりも「御史」のポストの方が上と目される逆轉現象の傾向は、確實なものとなつていたと考えられる。『明史』選舉三にいう

考選の例、優なる者は給事中を授け、次なる者は御史、又次なる者は部曹を以て用う。
 というのも同様の狀況を指しているよう。

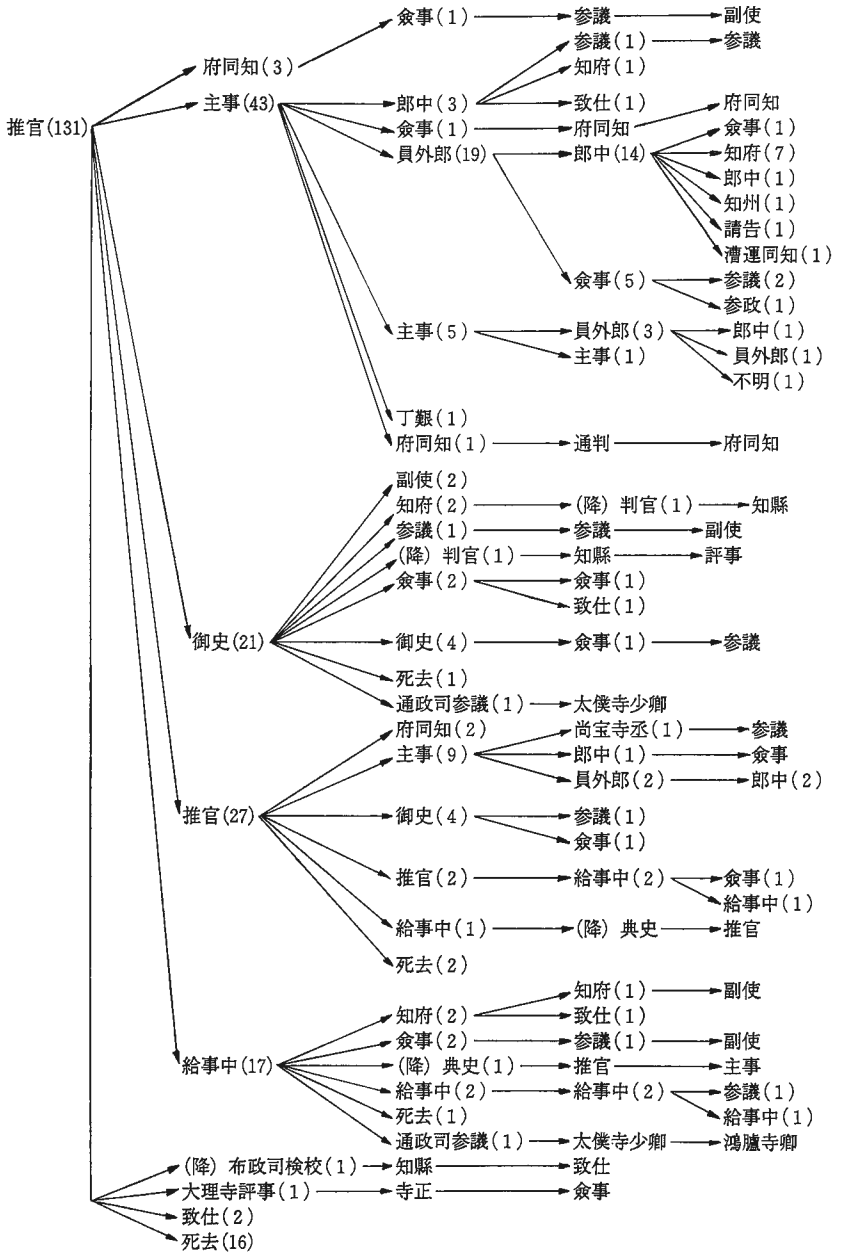
以上のことをまとめると、昇進ルートとしては、中央六部の「主事」よりも、「給事中」「御史」といった科道官の方がよいコースと見なされていたのである。

ところで、實際問題として「推官↓主事」と辿るコースと「推官↓科道官」と辿るコースでは、その後の昇進にどのような差違が生じたのであろうか。この問題を嚴密に論じるのは困難だが、興味深い問題でもあるので、いささか觸れておくことにしよう。

表2昇進ルート表は、次任官の判明している一三一名について、彼らが官界に於いて辿った昇進コースを、第五任まで、「同年齒錄」の記載に基づき、分類して樹形圖化したものである。

ここで一つ斷っておかなければならないのは、「同年齒錄」は、史料の性格上、その同窓生名簿が編まれた時期までの

表2 昇進ルート表



官歴しか載せていないということである。したがって「同年齒錄」ごとに、どの時点までの進士個人の官歴を記しているか、著しい差違がある。また一本の「同年齒錄」をとってみても、ある進士に關しては官歴の第二・三任までしか記載がないが、ある進士に（それは往々にして極めて著名人である）關しては、すべての官歴が事細かに書き加えられている場合もある。ゆえに「同年齒錄」に基づくこのような樹形圖が、たとえ分類の基準を第五任までに限定したところで、完璧になることはあり得ない。樹形圖のそこかしこで、前任の合計人數に比較して次任の合計人數が少ない箇所が見られるのは、そのためである。しかしそれでも、この樹形圖は、各人が現に昇りつつある昇進コースの、ある時期までの状況を具體的に表しているといつてよいであらう。特に今問題としている、「推官↓主事」と迎るコースと「推官↓科道官」と迎るコースでは、その後の昇進にどのような差違が生じるかという點に關しては、一定時間内のその大凡の傾向を把握することはできると考える。

この表2によると、「推官↓主事」と迎るコースと「推官↓科道官」と迎るコースとは、はっきりと昇進の速度に差があることが分かる。次任官として主事（正六品）に任命された場合（または次任官以降の場合でも）、その後は「員外郎（從五品）↓郎中（正五品）」というように、部屬の上官ポストを一級ずつ昇る傾向がある。これに對し、次任官として、御史（正七品）・給事中（從七品）を拜命した場合（やはり次任官以降の場合でも）、それ以降には一足飛びに僉事（正五品）・參議（從四品）・知府（正四品）といった高官への昇進を受ける傾向がある。つまり、科道官のポストを経由した方が、昇進コースの上昇は速くなるのである。例として、次任官として主事に就任する場合と御史に就任する場合とは、それ以降の昇進官職の官品にどのような差が生じるのか、具體的に比較してみよう。

グラフ3は、表2をもとに、次任官が主事・御史の二者の場合において、それ以降の昇進の際に期待できる官品を視覚化したものである。これを見れば、御史に就任した場合の方が明らかに官品の上昇は速く、特に、御史を経た次の就任の際に（グラフでは、項目軸の「三任」に當たる）、平均で三級以上急激に上昇し、期待官品が主事を経た場合の期待官品を上回

グラフ 3 昇進期待官品

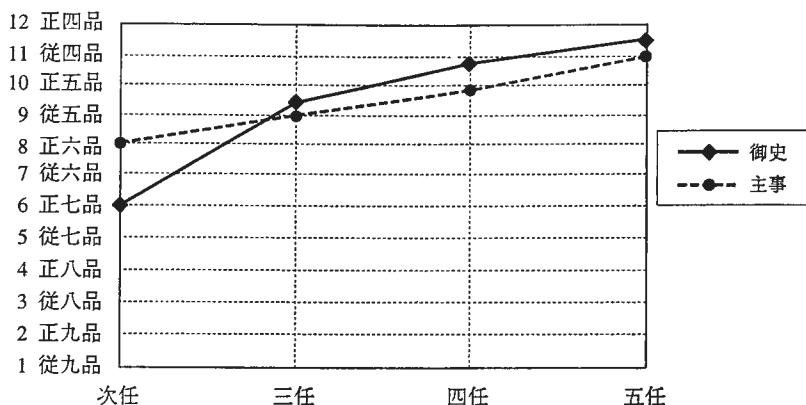


表2をもとに、初任推官者が、次任官として主事に就任する場合と御史に就任する場合では、どの程度、昇進速度に差が出るのかを、期待値を使って、計算した。

ることがはっきりと分かる。これは、昇進ルートとしては、「主事」よりも「御史」「給事中」といった科道官の方がよいコースと見なされていた一つの大きな原因であったと考えられる。

さて、本題に立ち返り、ここで視野を広げて、それでは廷試合格者にとって、初任官として推官・知縣などの地方官に就任することは、どのような意味を持っていたかを考えてみよう。

さきに見た沈周の『石田雜記』の記事は次のようなくだりが続く。

余に親蔭廷貴有り、進士三甲に第し、例として知縣に除せらるるに、特に告げて北方の樂亭縣に就任す。同年の劉以賢謂いて曰く、「何ぞ南方に就かざる？ 便ち道に老親を省るを得る、亦人子の幸事なり。」と。答えて曰く、「進士にして知縣に除せらる。何の面目ありて郷里に見えん？」と。其の父惟清、亟しば京職を以て封榮地と爲さんと欲したり。子の縣と作るを聞きて、大いに望む所を失し、遂に心を病みて發狂するを致す。人に見える毎に但だ云う、「尹天官(尹旻。一四二二【永樂二〇年】一五〇三【弘治一六年】。吏部尚書。)説く、『一年にして便ち御史に陞さん。』と。座客は皆其の癡を笑う。或ひと曰く、「其の父癡と雖も、其の子は已先に癡なり。」と。

また、羅倫の言葉も續けて

其の州縣守令を視ること、鵲鷺の腐鼠を視るが如し。一たび或いは之を得れば、魂耗魄喪、妻子に對しては色を失い、甚しきは昏夜哀れみを乞いて、以て免れんことを求むるに至る。

と言う。すなわち國初から成化年間ごろにかけては、地方官ポストというのは、進士にとって忌避すべきポストだったのであり、地方官職を輕視し、中央官職を重視する所謂「重内輕外」の風が當然のようにあったのである。

ところが、この狀況に大きな轉機が訪れる。この轉機について、沈德符は次のように述べる。⁽²³⁾

考選法興りてより、臺省の二地（ここでは都察院と六科給事中の二つの監察系統の役所を指す。具體的には御史と給事中。）は、評・博・中・行及び外は知・推に非ざれば入るを得ず。是に於いて外吏驟かに重く、而して就中邑令は、尤も人の就くを樂う所と爲る。

『明史』選舉志に

推・知より入る者、之を行取と謂う。

⁽²⁴⁾ 推・知のように、推官・知縣から拔擢されて御史・給事中という科道官に任命されることを「行取」というが、沈德符にいわせると、この行取が行われるようになった結果、地方官ポストは、にわかに評價が高まったというのである。つまり、御史・給事中というポストがエリートコースと目されるようになり、新科進士ですら任命されぬ格上のポストとなったのに相沿う形で、そこへの入り口としての推官・知縣ポストの評価も上昇したのである。

そして、このことは「評・博・中・行及び外は知・推に非ざれば入るを得ず。」とあるように、科道官への入り口が固定化されたことによって、決定的なものとなったのである。萬曆『大明會典』卷五、選官に、

（嘉靖）三十二年令…科道は部屬を以て改用するを許さず。

とあり、また『明實錄』嘉靖三十二年閏三月壬子の條により詳しく、

吏科謂うらく、「主事等官を以て科道を考選せん。」と。詔以爲らく、「奔競を啓く。許さず。」と。

とあるように、六部の主事等から科道官へと遷る事實上の昇進ルートが不許可とされたのである。嘉靖年間に南京翰林院孔目となり、官を退いた後、『四友齋叢説』（初刻隆慶三年・重刻萬曆七年）を著した何良俊は、その卷之十三、史九の中で、

（當今の急務の）第二。科道を考選するは、當に部屬中に於いて推舉すべく、逕ちには新たに行取せる諸人を用いるべからず。蓋し取到せる天下の推官・知縣は、各部の郎署に分置し、一・二年を待ちたるの後、其の風力有る者を選びて科道に任ず。

と語っているが、これは行取が専ら行われて、六部の屬官からは任用されない當時の現状を反映したものといえるであろう。

實際には、この六部の主事等から科道官へと遷るルートの不許可は、大きな波紋を投げかけたらしく、隆慶四年には再びそのコースが許可され、萬曆二年には、今度は各部の員外郎が御史に改授されることを禁じる等、やや混亂とも感じられる試行錯誤が繰り返される⁽²⁵⁾。しかし、總じて六部の屬官から科道官へのルートは細くなっていたと考えて間違いない。先に見た表2においても、主事を経由して科道官に着任した者は一人もいない。數は少ないけれども、その状況證據の一つである。

このような昇進コース上の變容は、六部の屬官から科道官への任用が、官品序列を亂すという側面（主事から御史・給事中へは、官品からすれば六品官から七品官へ遷ったことになる）と、現實の權力・後の昇進の有利さといった點から見れば、期待されるものであるという側面を併せ持っていたことを如實に反映していると言えよう。

ここで、「主事」が主として二甲進士の初任官ポストであり、「推官」「知縣」は三甲進士の初任官ポストであったという、本章第一節で見た事實が思い合わされる。すなわち、二甲合格者となって六部の主事に任命されずとも、三甲合格

者となつて推官・知縣などに任命されて、行取を受けて科道官に昇進するというコースが十分な價值を持っていたのである。寧ろ、嘉靖・萬曆頃には後者のコースの方が高く評價されていたと考えてよいであらう。沈德符は、「邑令輕重」を次のように結んでいる。

而して二甲の主事と爲る者、資を積みて次を待つも、兩司・郡守に過ぎず。腰を折り板を手にし、臺省を仰視するに方たりては、霄漢に在るがごとし。其の清華の一路は、惟だ銓曹に改調する有るのみ。然れども深く臺省の歡を結び、遊揚し擠奪して、始めて入手するを得たり。而して三甲進士の墨綬を縮ねて京を出る者は、同年に翻つて登仙の義有り。亦以つて世の變わりたるを觀るべし。

「二甲の合格者となり、主事になったものの、せいぜい布政司・按察司か知府止まり。唯一のエリートコースは、吏部に轉任することだが、それも御史や給事中の機嫌を取りつけて、或いは褒めそやし、或いは他人を蹴落とし、やっとかなう。三甲進士の推官・知縣に任命されて地方に赴く者は、同じ年の科舉合格者から「登仙」の如き羨望の眼差しでもって眺められるようになったのであった」という趣旨のこの文は、當時の状況をまさに的確に表現しているといえよう。

『明史』二百五十八、姜埰傳には、次のような上書が見える。

山陽の武舉陳啓新なる者、崇禎九年に闕に詣りて上書し、言う「天下の三大病。……舊制、給事・御史は、教官之と爲るを得る。其の後、途稍隘く、而れども舉人の推官・知縣は猶ほ其の列に與かる。今は惟だ進士を以て選ぶ。彼任を受ける時、先ず給事・御史を以て自ら待し、監司・郡守の承奉に暇あらず、下を剝し民を虐げ、其の爲す所を恣にす。此れ行取考選の病なり。……」

更に、趙南星（一五五〇『嘉靖二九年』—一六二七『天啓七年』）は、次のように論じている。⁽²⁶⁾

藩・臬・太守は眞の豪傑に非ずんば、未だ自輕の意有るを免れずして、後進の臺省と爲るを畏る。司理（推官のこと）爲る者、又縣令と比んで而して共に臺省に入るを欲す。是に于いて、上官は卑拙を以て綱繆を結び、下僚は賄賂を以

て知遇に酬ゆ。

先の『明史』姜埰傳に見える陳啓新の「進士出身の推官・知縣が、自分を給事中・御史と見なす」という言葉は、明代最末期の推官・知縣という地方官ポストが、その就任者からどのように認識されていたかをよく表現している。推官や知縣に就任した者は、自分達が科道官というエリートコースの入り口に立っていることを強く意識していたのである。そして、後の趙南星の「後に給事中・御史になる可能性のある推官・知縣に對して、上官は卑屈な態度を取り、下僚は賄賂を贈る」という言葉は、推官・知縣が周囲の他の地方官からどのように見られていたかを、やはり端的に表しているということが出来るであろう。周囲の他の地方官にとって、推官・知縣とは、自分達の地位を左右しかねない科道官へ就任する可能性のある者達であり、好ましい關係を築いておくのが得策だったのである。

そして、これらは、當時の普通の新科進士達が、三甲合格者となり、推官・知縣に任命され、行取考選によって御史・給事中へと昇ることを期待していたことの證左でもあるのである。

結 語

以上、二章にわたって、明代の銓選をめぐる幾つかの問題について論じてきた。「同年齒錄」という科舉合格者が私的に編纂した名簿を利用することによって、從來曖昧に類推されてきた嘉靖・萬曆期の科舉合格者の年齢層・初任官ポスト振り分けの實態などがある程度、客觀性をもって明らかにしえたと思う。また實は三甲で合格して、推官・知縣を通過して、科道官へと上昇するコースが、二甲合格から主事へと昇ること以上に、有力な昇進コースと見なされていたこと、そしてその原因などが判明した。

無論、これらは明代銓選に関わるごく基底部分の、かつ基礎的な問題でしかない。しかしながら、この基礎的な研究は、明代を特徴づける新たな幾つかの問題、例えば「行取考選」の實態、及びその開始時期に関する問題、地方政治レベ

ルでの御史と推官の結びつきの問題、といった多方面の問題を間違ひなく示唆している。本稿で扱い残したいくつかの問題も含め、後日を期したい。

註

- (1) Columbia University Press, New York, 1962. 同書九二頁。なお邦譯は『科擧と近世中國社會—立身出世の階梯』(寺田隆信・千種眞一譯、平凡社、一九九三)、一〇二頁。
 - (2) これらに關する研究は多いので數例擧げるとどめる。例えば、内閣大學士に關しては張治安『明代政治制度研究』(聯經出版事業公司、一九九二)「閣臣出身經歷及籍貫」(同書九九頁)と「閣臣的任用」(一二七頁)、また巡撫に關しては張哲郎『明代巡撫研究』(文史哲出版社、一九九五)、六科給事中に關しては城井隆志『明代の六科給事中の任用について』(『史淵』一二四號、一九八七)、御史に關しては同『明代前半期の御史の任用』(『和田博徳教授古稀記念 明清時代の法と社會』汲古書院、一九九三)、また同『明代の科道官の陞進人事』(川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社會學的研究』中國書店、一九九三)など。
 - (3) 例えば、谷光隆『明代銓政史序說』(『東洋史研究』二三卷二號、一九六四年)。
 - (4) 『弇山堂別集』皇明興典述三、「首甲不授翰林」。
- 洪武四年初開科、狀元吳伯宗授禮部員外郎【時正六品】。第二・第三人郭紳、吳公達俱吏部主事【從六品】。而會
- (5) 元俞友仁中三甲、爲縣丞。蓋官制未定也。丁丑狀元陳郊・第三人劉鏐戊謫、補鴻臚寺司賓署丞、尹昌隆授禮部主事。以人言考官私南人故也。嘉靖壬辰、第二人孔天胤授陝西按察僉事、以王親故也。
 - (6) 阪倉篤秀「成化元年における散館請願について—明朝庶吉士制の検討—」(『東洋史研究』第四六卷第三號、一九八七)。夫同年有弟兄之義尙矣。然試錄之刻惟以名次爲序、而弗論其齒、則少長錯置、謂之弟兄也、弗協。茲諸君子所以倦々於齒敘之也。惟齒之敘、則長長少少、眞弟兄。
 - (7) 例えば『嘉靖丁未科進士序齒錄』。
 - (8) 例えば嘉靖四十四年の廷試に關しては、『嘉靖四十四年乙丑科進士履歷便覽』と『嘉靖乙丑科進士同年鄉籍』の二本が北京圖書館に所藏されている。
 - (9) なお「同年」と銘打った名簿には、「紹興十八年同年小錄」という、宋代一一四八年の科擧の合格者名簿が存在する(『宋元科擧三錄』收)。この名簿は明代の筆記等の中にも、屢々現れ、當時から著名なものとして知られてきた。これは、例えば『菽園雜記』、卷一四に「近得晦庵先生同年錄、因得以知宋科擧之制。」とあり、また『嘉業堂藏書志』史部に「紹興十八年同年小錄……朱子名在五甲第九十名、此錄因之增

重。……」とあるように、朱熹が科擧に合格した年の名簿である。しかし、その體裁は、所謂「進士登科錄」と同様、合格順にその名を記しており、本稿で扱う「同年齒錄」とは性格を異にする。

- (10) 是書凡三刻。一刻于正徳。再刻于嘉靖三年甲申、有舒芬・陳沂二序。三刻于嘉靖十八年己亥、有王暉・俞襲跋。每刻必加增註。

なお、舒芬は正徳十二年の狀元、陳沂・王暉・俞襲も同年の廷試合格者である。

- (11) 和田正廣「明代の地方官ポストにおける身分制序列に關する一考察―縣缺の清代との比較を通じて―」(『東洋史研究』第四四卷第一號、一九八五)。

- (12) この考えについて簡単に述べておく。その根據として以下の記事をあげる。『明史』卷七〇、選舉二に

(洪武)十八年廷試、一甲進士丁顯等を擢きて翰林院修撰と爲し、二甲馬京等は編修と爲し、吳文は檢討と爲す。進士の翰林に入るは、此れより始まる。進士をして諸司において觀政せしめ、其の翰林・承敕監等の衙門に在る者は、庶吉士と曰う。

とあり、やはり翰林院庶吉士草創期の記事である『明實錄』永樂二年三月己酉の條に

吏部 進士曹榮等に官を授けんことを奏す。命じて第一甲曹榮は翰林院修撰と爲し、周述・周孟簡は俱に編修と爲す。仍お命じて第二甲において文學優等の楊相等五十人及び書を善くする者湯流等十人を擇びて俱に翰林院庶

吉士と爲し、仍お學を進めしむ。第三甲方昶等二十人を擢きて行人司行人と爲し、餘は諸司に觀政せしむ。

とある。これらの記事からも明らかなように、翰林院庶吉士とは、翰林院において將來の國家有用の人材となるべく、更に勉學の研鑽を積む者のことを言うのである。これを初任官と見なして、他の「知縣」や六部の「主事」といった官職と同列に扱い處理することはけつして妥當とは言えないであろう。『明史』選舉二の記事からも分かるように、寧ろ廷試合格者が初任官を拜命するまでの過程の中で言えば、翰林院庶吉士とは、觀政進士と類似する位置にあるものと考ええるべきである。確かに、翰林院庶吉士を経ると、『明史』選舉二に三年學成り、優なる者は翰林に留まり編修・檢討と爲し、次なる者は出でて給事・御史と爲す。之を散館と謂う。

とあるように、翰林官・給事・御史といった清要の官に就任することが可能であつたし、事實本稿で扱つた名簿の中にも、そのような者は見受けられる。しかし、翰林官や給事中・御史といった、嘉靖以降、一般的には次任以降の官職とされていたポストに當てられるからといって、遡つて庶吉士は初任官であつた、とするならば、いささかとまどいを禁じ得ない。それは庶吉士の持つ「資格」性ともいふべきであろう。

また、彼らには官品がなく、明文化された薪俸がなかった。以上のことを總合すれば、やはり翰林院庶吉士は初任官とすべきではない。翰林院庶吉士については先行研究も多い

が、差し當たつては、關文發・顏廣文『明代政治制度研究』（中國社會科學出版社、一九九五年）第八章「明代官品職前培訓制度」を參照。

- (13) 內閣文庫所藏『皇明貢舉考』萬曆刊本は、嘉靖一四年、嘉靖一七年、嘉靖二〇年、嘉靖二三年、嘉靖二六年の五度にわたる廷試の合格者一覽を缺いている。

- (14) 宮崎市定『科擧—中國の試験地獄』（中公新書、一九六三。後に中公文庫、一九八四、また宮崎市定全集第一五卷、一九九三所收）。

- (15) Chang Chung-li, 『The Chinese Gentry』 (University of Washington Press, Seattle: Washington, 1956) 一一一頁。これは清代のことであるが、恐らく明代も大差はないであろう。

- (16) 『明史』卷七〇、選舉志二。

- (17) しかも、この謝江という人物について、『掖垣人鑑』卷一四は、行人司行人から、工科給事中に進んだと記載している。

- (18) 例えば、小川尚氏による一連の研究を參照。「明代の巡按御史について」（『明代史研究』四號、一九七六）、「明代南直隸の按察行署」（『明代史研究』二三號、一九九五）など。

- (19) 『明史』卷七一、選舉三。

- (20) 註(2)參照。

- (21) 『石田雜記』。

余有親蔣廷貴、第進士三甲、例除知縣、特告就北方之樂

亭縣。同年劉以賢謂曰、何不就南方？便道得省老親、亦人子幸事。答曰、進士除知縣。何面目見鄉里？其父惟清、亟欲以京職以封榮地。聞子作縣、大失所望、遂致病心發狂。每見人但云、尹天官說、一年便陞御史。座客皆笑其癡。或曰、其父雖癡、其子已先癡矣。

- (22) 『萬曆野獲編』卷二二、「邑令輕重」所引。

羅一峯之言、「人中進士、上者期翰林、次期給事、次期御史、又次期主事、得之則忻。其視州縣守令、若蠅蠅之視腐鼠。一或得之、魂耗魄喪、對妻子失色、甚至昏夜乞哀、以求免。」蓋當時邑令之輕如此。

- (23) 『萬曆野獲編』卷二二、「邑令輕重」。

- (24) 『明史』卷七一、選舉三。

- (25) 萬曆『大明會典』卷五、選官。

(隆慶)四年題准…取歷俸將及三年中書舍人、併已及三年博士・助教等官、及各部員外郎主事改選。萬曆二年令…各部員外郎不准改授御史。

- (26) 『皇明經世文編』卷四九所收「趙忠毅疏」卷一、「申明憲職疏」。

〔附記〕本稿校正中に、大石隆夫「明代嘉靖期の進士集團」（『人文論究』關西學院大學 第四七卷第四號）の存在を知った。

本稿敘述に活かせなかったのは誠に残念であり、また大石氏にもお詫び申しあげる。讀者諸賢におかれては合わせて讀みたい。

**A STATISTICAL STUDY OF SUCCESSFUL CANDIDATES
OF THE FINAL PALACE EXAMINATION AND THEIR
INITIAL APPOINTMENTS IN THE MING PERIOD BASED
ON *TONG-NIAN-CHI LU* 同年齒錄**

ŌNO Kōji

The author presents a complex picture of the successful candidates of the final palace examination, particularly the connection between their ages of passing the examination and initial appointments under the civil service examination system of the Ming Dynasty. Recent studies, in his view, failed to deal with this aspect of the examination system properly due to the bias in the historical materials concerned. Hence, this article tries to reinforce our understanding of this aspect through statistical analysis based on several *Tong-nian-chi lu* (Lists of successful candidates by order of seniority in age).

It can be summarized as follows:

1. The Ming Jin-shi 進士's average graduate age was about 31.
2. Most of the Jin-shi graduates 進士及第者' initial appointments were district magistrate 知縣, secretary of the six ministries 六部主事, judge of prefecture 推官, messenger of the messenger office 行人司行人.
3. The Jin-shi graduates preferred to receive the third-class honours 三甲 and be appointed as judge of prefecture or district magistrate rather than receive the second-class honours 二甲 and be appointed as secretary of the six ministries.

**ON THE YUAN OPERA 元曲 AS AN ARTISTIC
FORM TO EXPRESS THOUGHT**

AKAGI Ryuji

Similar to today's musical drama, the Yuan opera are scenarios for plays, composed of songs and words. These works were played in town